

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の変更）に係る面談
2. 日時：令和3年2月9日（火）13時30分～14時10分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

横山係長

大辻室長補佐、高木技術参与（テレビ会議システムによる出席）

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 担当3名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、11月17日付けで申請のあった実施計画の変更認可申請（使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の変更）について、12月23日に実施した面談における原子力規制庁からの質問の一部に対する説明があった。
 - ボックスカルバート表面線量評価値及び低線量 HIC 閾値（高線量／低線量の境界値）の見直し後の評価用線量について、現行の評価値の3/4とした根拠について
 - ✓ これまで発生した HIC は、全数の線量を測定しており、その表面線量率の最大値は13.72mSv/hであった。
 - ✓ このため、低線量 HIC 格納エリアの保管管理上の線量上限閾値を15mSv/h（従来の20mSv/hから3/4の値）とし、これまでに発生した HIC を保管することとするものである。なお、測定最大値である13.72mSv/hについては、放射線測定器の計器誤差を考慮しても見直し後の閾値である15mSv/hを超えないことを確認している。
 - ✓ 同時に、敷地境界線量の評価に用いている現行の低線量 HIC 線量評価モデルは、保管管理上の線量閾値に余裕をみて、21mSv/h（従来の28mSv/hから3/4の値）としている。
 - 高線量及び中線量評価モデルを見直さない理由について
 - ✓ 線量評価モデルのうち高線量及び中線量評価モデルについては、今後の高線量 HIC 等の発生を考慮して、今回は見直しを実施しないこととした。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けその内容を確認した。

6. その他

資料：使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の変更に係る実施計画変更認可申請について（補足説明資料）

以上